

防府市有害鳥獣捕獲実施要領

平成 2 1 年 8 月 2 8 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として市が実施する鳥獣の捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(有害鳥獣捕獲及び捕獲許可の指針)

第 2 条 市は、有害鳥獣捕獲及び捕獲許可を行うに当たっては、県が策定する鳥獣保護管理事業計画及びこの要領を指針として、県及び隣接市町と連携・協力の下、野生鳥獣の保護及び管理にも十分配慮しつつ、農林水産業等に係る被害防止対策の円滑な推進を図るものとする。

(有害鳥獣捕獲対策協議会)

第 3 条 市長は、有害鳥獣捕獲を円滑かつ効率的に推進するため、有害鳥獣捕獲対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 有害鳥獣捕獲の実施体制、実施方法及び捕獲計画の策定及び調整に關すること。
- (2) 隣接市町との境界付近における有害鳥獣捕獲の調整に關すること。
- (3) 有害鳥獣捕獲の実施者相互による有害鳥獣捕獲の区域、時期、期間、猟法等の調整に關すること。
- (4) 山口県猟友会が編成する移動捕獲隊又は他市町の協議会が編成する捕獲隊の派遣要請に關すること。
- (5) 隣接市町との連携による広域的な有害鳥獣捕獲に關すること。
- (6) 有害鳥獣による被害の防止に關すること。
- (7) その他有害鳥獣捕獲に必要な事項に關すること。

3 市において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に關する法律（平成 1 9 年法律第 1 3 4 号。以下「特措法」という。）に基づ

く被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）の実施に係る関係者の協議機関を設けている場合にあつては、当該協議機関をもって協議会に代えることができる。

（有害鳥獣捕獲計画）

第4条 市長は、被害防止計画及び過去5年間の有害鳥獣による被害の発生状況等を勘案の上、農業者団体等及び狩猟者団体の関係者並びに鳥獣保護管理員の意見を聴いて、毎年1月31日までに翌年度の有害鳥獣捕獲計画の案を作成し、協議会の会長に提出するものとする。

2 協議会の会長は、市長から有害鳥獣捕獲計画の案の提出を受けたときは、協議会の会議において前条第2項各号の事項について協議の上、翌年度の有害鳥獣捕獲計画を決定し、2月末日までに市長及び当該市の区域を所管する農林水産事務所の長（以下「農林水産事務所長」という。）に通知するものとする。

（農林水産事務所との連携）

第5条 市長及び協議会の会長は、有害鳥獣捕獲計画の策定及び実施に当たっては、農林水産事務所長に必要な助言を求めることができる。

2 農林水産事務所長は、必要と認めるときは、市長又は協議会の会長に対し、有害鳥獣捕獲の実施状況等について随時報告を求め、又は技術的助言を行うことができる。

（鳥獣被害防止対策実施隊）

第6条 市長は、防府市鳥獣被害防止計画を円滑に実施するため、鳥獣被害防止対策実施隊（以下、「実施隊」という。）を設置することができる。

2 実施隊の隊員は、防府市職員で組織する。

3 実施隊の隊員のうち鳥獣の捕獲を実施することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 狩猟免許を取得している者

（2） 狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入している者

（有害鳥獣捕獲隊）

第7条 協議会の会長は、有害鳥獣捕獲を円滑に推進するため、有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）を設置するものとする。

- 2 捕獲隊の編成及び担当区域は、協議会で定める。
- 3 捕獲隊の1隊当たりの隊員数は、次表を目安とする。

対象鳥獣	捕獲手法	
	銃	わな・網
ニホンジカ	原則10人以上	原則4人以上
イノシシ		
ニホンザル		
その他	原則4人以上	

- 4 捕獲隊の隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから協議会において選任する。

- (1) 有害鳥獣捕獲の意義を理解しており、積極的な協力が得られる者
- (2) 人格円満かつ技能に熟練した者であって、過去3年間関係法令に違反したことの無い者
- (3) 当該年度又は前年度に山口県の狩猟者登録を受けた者
- (4) 当該市内に住居、事業所又は勤務先を有する者
- (5) 狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入している者

- 5 協議会の会長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に該当する者のほか、次に掲げる者を捕獲隊の隊員に加えることができる。

- (1) 山口県猟友会が編成する移動捕獲隊の隊員
- (2) 他の市町の捕獲隊の隊員
- (3) 県外市町の捕獲隊の隊員又はその経験者で、前項第1号、第2号及び第5号に該当する者
(市長による捕獲許可)

第8条 市長は、次の表に掲げる目的及び猟法により同表に掲げる鳥獣（鳥類にあつては、ひなを含む。）の捕獲等をしようとする者に対して、次条から第14条までに定めるところにより、当該鳥獣の捕獲等を許可することができる。

捕獲の目的	猟法	捕獲等をしようとする鳥獣
鳥獣による	危険	カワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コガモ、ヨ

生活環境、 農林水産業 又は生態系 に係る被害 の防止	猟法 及び かす み網 以外 の猟 法	シガモ、ヒドリガモ、コサギ、アオサギ、マガモ、カ ルガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キ ンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、トビ、キジバト、 ドバト、ヒヨドリ、ウソ、ニュウナイスズメ、スズメ、 ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブト ガラス、 サル、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシ マテンを除く。）、イタチ、シベリアイタチ、アナグマ、 アライグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む。）、 ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ
---	---------------------------------------	---

- 2 前項の許可を行う場合、原則として、複数の者に対して期間及び区域が重複する許可は行わないこととする。ただし、期間及び区域の重複に起因する事故を防ぐ措置が行われる場合や事故が発生しないことが確実である場合など、安全が確保されると認められる場合はこの限りではない。

（被害防止計画対象鳥獣の捕獲許可）

第9条 市長は、被害防止計画及び有害鳥獣捕獲計画に基づき、鳥獣の捕獲を許可するものとする。

- 2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対 象者	1 有害鳥獣捕獲を実施する市長（第6条第 3項に規定する実施隊の隊員） 2 捕獲隊の隊員	
許可対象 鳥獣	被害防止計画の対象鳥獣	捕 獲 許 可 の 区 域、期間等が同 一の場合は、複 数の対象鳥獣に ついて一括して 捕獲許可を行う ことができる。

捕獲の方法	1 危険猟法及びかすみ網以外の猟法 2 特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲（市長が必要と認める場合に限る。）			
許可対象区域	1 当該捕獲隊の担当区域（合同捕獲、共同捕獲を行う場合はその区域を含む。） 2 鳥獣保護区及び休猟区（市長が必要と認める場合に限る。）			2 の場合にあっては、その他の区域とは別に捕獲許可を行うものとする。ただし、サルについては、この限りではない。
許可期間等	狩猟鳥獣	狩猟期間外	狩猟期間開始日の前日までに おいて市長が必要と認める期間	狩猟による捕獲と合わせ、年間を通じて必要な時期に捕獲活動ができるよう許可期間を設定するものとする。
		狩猟期間中	次に掲げる場合であって、狩猟期間の末日までで市長が必要と認める期間 ① 鳥獣保護区又は休猟区で狩猟鳥獣の捕獲を行う場合 ② 特定猟具使用禁止区域において、特定猟具を用いて狩猟鳥獣の捕獲を行う場合	
	狩猟鳥獣以外の鳥獣	1 年以内で市長が必要と認める期間		

捕獲頭 (羽) 数	被害等の防止、軽減の目的を達成するために 必要かつ十分な捕獲頭 (羽) 数	
--------------	--	--

- 3 捕獲実施市長は、第1項の許可を受けようとするときは、被害防止計画対象鳥獣捕獲等許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 従事者名簿（別記第2号様式）
 - (2) 捕獲区域を明示する図面
 - (3) わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面
- 4 捕獲隊の隊長は、第1項の許可を受けようとするときは、被害防止計画対象鳥獣捕獲等許可申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 隊員名簿（別記第4号様式）
 - (2) 捕獲区域を明示する図面
 - (3) わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面
- 5 市長は、捕獲許可の申請があったときは、被害防止計画及び有害鳥獣捕獲計画に基づいて審査を行い、速やかに捕獲許可を行うものとする。
- 6 市長は、次に掲げる捕獲については、必要かつ真にやむを得ないと認める場合に限り、捕獲許可を行うものとする。
 - (1) 鳥獣保護区又は休猟区における鳥獣の捕獲
 - (2) 捕獲許可対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び場所における鳥獣の捕獲
 - (3) 特定猟具使用禁止区域において、特定猟具により行われる鳥獣の捕獲
 - (4) その他狩猟に係る禁止猟法による鳥獣の捕獲
- 7 市長は、捕獲実施市長に対して捕獲許可を行った場合は、捕獲実施市長に鳥獣捕獲等許可証（別記第5号様式。以下「許可証」という。）を、捕獲従事者に従事者証（別記第6号様式）を交付し、その旨を農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、鳥獣捕獲許可整理簿（別記第7号様式。以下「整理簿」という。）に必要な事項を記載するものとする。

- 8 市長は、捕獲隊に対して捕獲許可を行った場合は、捕獲隊の隊員に許可証を交付し、その旨を農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。
- 9 捕獲実施市長は、有害鳥獣の捕獲許可を受けたときは、従事者が行う行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するものとする。
- 10 実施隊の隊員は、次に掲げる事項に十分留意の上、有害鳥獣の捕獲を実施しなければならない。
 - (1) 実施隊の責任者を定め、その指揮の下に捕獲活動に従事すること。
 - (2) 許可証又は従事者証(以下「許可証等」という。)を常時携帯すること。
 - (3) 実施隊の責任者は、鳥獣の捕獲の日時及び場所をあらかじめ市長及び警察署長に通知するとともに、注意標識を掲示する等の方法により事故防止に努めること。
 - (4) 捕獲活動に当たっては、銃器や猟犬による事故の防止に万全の対策を講じること。
 - (5) 人身被害の防止を目的とする有害鳥獣の捕獲については、警察署長に事前の連絡の上、常に連携を図りながら実施すること。
 - (6) わなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合は、「有害鳥獣捕獲に係るわなの取扱要領」に定めるところにより実施することとし、わなの架設数は、実施隊の隊員が適切に見回り及び管理をすることのできる数以内とすること。
 - (7) 錯誤捕獲の防止に十分留意するとともに、錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。ただし、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、直ちに市長に通報し、農林水産事務所長の指示に従うこと。
 - (8) ツキノワグマが出没している区域及び期間については、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなは使用しないこと。
 - (9) 捕獲個体は、現場に放置することなく、適正に処理すること。
 - (10) 関係者から協力の要請があった場合は、捕獲固体又はその一部を野生生物の生息調査や学術研究に利用できるよう適切な配慮を行うこと。
- 11 捕獲隊の隊員は、次に掲げる事項に十分留意の上、有害鳥獣の捕獲を実施しなければならない。

- (1) 捕獲隊の責任者を定め、その指揮の下原則複数で捕獲活動に従事すること。
 - (2) 許可証又は従事者証（以下「許可証等」という。）を常時携帯するとともに、捕獲隊の腕章を着用すること。
 - (3) 捕獲隊の責任者は、鳥獣の捕獲の日時及び場所をあらかじめ市長及び警察署長に通知するとともに、注意標識を掲示する等の方法により事故防止に努めること。
 - (4) 捕獲活動に当たっては、銃器や猟犬による事故の防止に万全の対策を講じること。
 - (5) 人身被害の防止を目的とする有害鳥獣の捕獲については、警察署長に事前に連絡の上、常に連携を図りながら実施すること。
 - (6) わなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合は、「有害鳥獣捕獲に係るわなの取扱要領」に定めるところにより実施することとし、わなの架設数は、捕獲隊の隊員が適切に見回り及び管理をすることのできる数以内とすること。
 - (7) 錯誤捕獲の防止に十分留意するとともに、錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。ただし、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、直ちに市長に通報し、農林水産事務所長の指示に従うこと。
 - (8) ツキノワグマが出没している区域及び期間については、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなは使用しないこと。
 - (9) 捕獲個体は、現場に放置することなく、適正に処理すること。
 - (10) 関係者から協力の要請があった場合は、捕獲個体又はその一部を野生生物の生息調査や学術研究に利用できるよう適切な配慮を行うこと。
- 12 市長は、実施隊又は捕獲隊の責任者から鳥獣の捕獲を実施する旨の連絡を受けたときは、速やかに当該地域の住民等に連絡し、注意喚起を行う等、事故防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 13 捕獲実施市長及び捕獲隊の隊長は、市長が別に定める期日までに有害鳥獣捕獲中間報告書（別記第8号様式）により捕獲許可に係る有害鳥獣の捕獲状況を市長に報告しなければならない。
- 14 捕獲実施市長及び捕獲隊の隊長は、捕獲許可期間終了後は、有害鳥獣捕獲

実績報告書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（被害防止計画対象鳥獣以外の鳥獣の捕獲許可）

第10条 市長は、実施隊又は捕獲隊が有害鳥獣捕獲計画に基づいて有害鳥獣の捕獲を実施する場合又は次の各号のいずれにも該当する場合には、被害防止計画の対象鳥獣以外の鳥獣の捕獲許可をするものとする。

- （1） 当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じており、又は当該鳥獣の捕獲を行わなければ被害が確実に生ずると認められること。
- （2） 防護柵の設置その他の措置を講じても当該鳥獣による被害を防止することが困難であると認められること。
- （3） 当該地域の自治会長、農業者団体又は漁業者団体の代表者等から当該鳥獣の捕獲の依頼があること。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	1 捕獲実施市長（第6条第3項に規定する実施隊の隊員） 2 捕獲隊の隊員	
許可対象鳥獣	被害防止計画の対象鳥獣以外の鳥獣	捕獲許可は、原則として鳥獣の種類ごとに行う。
捕獲の方法	1 危険猟法及びかすみ網以外の猟法 2 特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲（市長が特に必要と認める場合に限る。）	
許可対象区域	被害等の発生状況に応じ、具体的な被害防止の目的達成に必要な区域（市長が特に必要と認める場合は、鳥獣保護区又は休猟区を含む。）	

許可期間等	原則として、被害が生じている時期で最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期のうち、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間であって、原則として鳥類については30日以内（箱わなを使用する場合は60日以内）、獣類については60日以内	次に掲げる場合において市長が特に必要と認めるときは、狩猟期間中においても、当該鳥獣の捕獲を許可することができる。 ① 狩猟鳥獣以外の鳥獣を捕獲する場合 ② 鳥獣保護区又は休猟区において鳥獣の捕獲を行う場合 ③ 特定猟具使用禁止区域において、特定猟具を用いて鳥獣の捕獲を行う場合
捕獲頭（羽）数	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の捕獲頭（羽）数	

3 捕獲実施市長は、第1項の許可を受けようとするときは、その他有害鳥獣捕獲等許可申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 従事者名簿（別記第2号様式）
- (2) 捕獲区域を明示する図面
- (3) わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面

4 捕獲隊の隊長は、第1項の規定による許可を受けようとするときは、その他有害鳥獣捕獲等許可申請書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 隊員名簿
- (2) 捕獲区域を明示する図面

- (3) 自治会長等からの有害鳥獣捕獲依頼書（別記第12号様式）
- (4) わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面
- 5 市長は、前2項の申請が有害鳥獣捕獲計画に基づくものであり、捕獲許可を行うことが適当と認めるときは、速やかに許可するものとする。
- 6 市長は、第4項の申請が自治会長等からの捕獲依頼に基づくものであるときは、速やかにその被害の状況を確認し、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、捕獲許可を行うものとする。
- (1) 被害の程度（面積・金額）が周辺の区域に比べ著しく多大であること。
- (2) 防御策を講じても被害を効果的に防止できないか、若しくは防御策を講じるのが困難であること。
- 7 前条第6項から第14項の規定は、第1項の捕獲許可について準用する。
（農林業者等の自衛わな等に係る捕獲許可）
- 第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、鳥獣による被害を受けている農林業者又はゴルフ場等の事業者（以下「農林業者等」という。）が自らわな等による有害鳥獣の捕獲をすることを許可することができる。
- (1) 当該農林地又はゴルフ場等事業用地において、鳥獣による農作物や家畜、果樹、芝生、植栽等及び田畑の畦畔の被害が現に生じており、又は当該鳥獣の捕獲を行わなければ、被害が確実に生ずると認められること。
- (2) 防護柵の設置その他の措置を講じることが困難であるか、又は防護柵の設置等の措置を講じても当該鳥獣による被害を防止することが困難であると認められること。
- 2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	農林業者又はゴルフ場等の事業者（これらの従業員を含む。）であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する者。 ① 農業者にあつては、経営耕地	農林業者（一定の収入を得ている者）が自らの事業地内において捕獲する場合であつて、次のいずれかに該当するときは、

	面積が１０アール以上又は農業出荷額が年間１５万円以上であること。 ② 自らが従事する農林業又はゴルフ場等の事業に係る被害の防止又は軽減を図る目的で、有害鳥獣の捕獲をしようとする者であること。 ③ 林業者にあつては、狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入していること。 ④ 狩猟免許を有する者であつて、過去３年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者であること。	狩猟免許を所持していない者を許可の対象とすることができる。 ① 小型の箱わな（縦、横、高さの合計が１６０センチメートルを超えない箱わなを言う。以下同じ。）若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲する場合 ② 囲いわなを用いて捕獲する場合
許可対象 鳥獣	市が捕獲許可権限を有する鳥獣（水稻の被害防止を目的とする捕獲許可については、イノシシ又はシカ、林業の被害防止を目的とする捕獲許可についてはシカに限る。）	捕獲許可は、原則として鳥獣の種類ごとに行うものとする。
捕獲の方法	銃器の使用以外による方法（次に該当するものに限る。） ① わなの架設数は、許可の対象者が毎日見回りを行い、適切に管理することのできる数以内とし、１０基を上限とする。	
捕獲許可 区（わな の架設区	次に掲げる区域（市長が特に必要と認める場合は、鳥獣保護区又は休猟区の区域内にある場合を含む。）	

域)	① 水稻の被害防止を目的とするものにあつては、許可の対象者が現に作付けを行っている水田及びその周辺 50 m 以内 ② 水稻以外の農作物の被害防止を目的とするものにあつては、許可の対象者が現に耕作し、又は農用地として保全管理している畑地、果樹園等の区域 ③ 林地及びゴルフ場等事業用地の被害防止を目的とするものにあつては、現に事業（林業及び森林公園等の事業は除く。）の用に供している事業用地の区域 ④ 狩猟免許を持たない者に対する捕獲許可については、その者が販売目的の農作物の作付地として耕作又は保全管理をしている農用地	
許可期間等	1 イノシシによる水稻の被害防止を目的とするものにあつては、水稻の成熟期（出穂時期から収穫期まで） 2 シカによる水稻の被害防止を目的とするものにあつては、田植え後おおむね 1 箇月間 3 畑地、果樹園等については、農作物の収穫期前等、特に重点的に被害防止を図る必要がある時期と	許可区域が鳥獣保護区又は休猟区の区域内にある場合を除き、狩猟期間中は狩猟鳥獣の捕獲許可は行わない。

	し、おおむね60日以内 4 林地及びゴルフ場等事業用地については、特に重点的に被害防止を図る必要がある時期とし、おおむね60日以内	
捕獲頭 (羽)数	被害の防止又は軽減の目的を達成するために必要最小限の捕獲頭(羽)数とする。	

- 3 農林業者等は、第1項の許可を受けようとするときは、自衛わな等による有害鳥獣捕獲等許可申請書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) わなの架設区域を明示するとともに、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面（わな以外による捕獲を行う場合は、捕獲区域を明示する図面）
- (2) 狩猟免状の写し（狩猟免許を持たない者にあつては、農林業により一定の収入を得ていることを確認できる書面）
- 4 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその被害の状況を確認し、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、捕獲許可を行うものとする。
- (1) 被害の程度（面積・金額）が、周辺の区域に比べ著しく多大であること。
- (2) 防御策を講じても被害を効果的に防止できないか、若しくは防御策を講じるのが困難であること。
- (3) 捕獲された鳥獣の止めさし及び処分が安全かつ適正に行われることが確実であること。
- (4) 鳥獣保護区又は休猟区において捕獲を行う場合は、特に必要と認める事由があること。
- 5 市長は、狩猟免許を有しない農林業者から第1項の許可の申請があつた場合は、狩猟免許試験を速やかに受験するよう指導するものとする。
- 6 市長は、第1項の許可を行った場合は、申請者に許可証を交付し、その旨

を当該地域の捕獲隊の隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

7 第1項の許可を受けた農林業者等は、次に掲げる事項に十分留意の上、有害鳥獣の捕獲を実施しなければならない。

(1) わなの架設に当たっては、錯誤捕獲の防止に十分留意するとともに、錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。この場合において、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、直ちに市長に通報し、農林水産事務所長の指示に従うこと。

(2) ツキノワグマが出没している区域及び期間については、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなは使用しないこと。

(3) わなの見回りは毎日午前中に行うこととし、わなの見回りを行うことができないときは、あらかじめ、わなが稼動しないようにしておくこと。この場合において、捕獲許可を受けた農林業者等自身が見回りを行うものとし、困難な場合には、わな猟免許所持者に代行を依頼することができるものとする。

(4) 捕獲個体は、現場に放置することなく適正に処理すること。

(5) わなの見回り及び捕獲個体の処理を行うときは、許可証を常時携帯すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、わなによる捕獲については、「有害鳥獣捕獲に係るわなの取扱要領」に定めるところにより実施すること。

8 第1項の許可を受けた農業者等は、捕獲許可期間の終了後速やかに、有害鳥獣捕獲実績報告書を市長に提出しなければならない。

(漁業者等による餌釣りによるカワウの捕獲許可)

第12条 市長は、内水面について漁業権を有する漁業協同組合の正組合員又は従業員（以下「漁業者等」という。）が餌釣り（生きたアユ等を餌として、釣り針により鳥類を捕獲する方法をいう。以下同じ。）によりカワウを捕獲することを許可することができる。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
-----	------	-----

許可の対象者	当該内水面について漁業権を有する漁業協同組合の正組合員又は従業員であつて、過去３年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者	許可の対象者が狩猟免許を有することを要しない。
許可対象鳥獣	カワウ	
捕獲の方法	餌釣り	
捕獲許可区域	許可の対象者が所属する漁業協同組合が漁業権を有する内水面であつて、銃器によるカワウの捕獲が困難であると市長が認める区域	
捕獲期間等	１年以内で市長が必要と認める時期及び期間	
捕獲羽数	カワウによる漁業被害軽減の目的を達成するために必要な捕獲羽数	

- ３ 漁業者等が第１項の許可を受けようとするときは、餌釣りによるカワウ捕獲等許可申請書（別記第１４号様式）に、カワウの捕獲をしようとする区域を明示した図面を添えて市長に申請しなければならない。
- ４ 市長は、前項の申請を受理したときは、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、捕獲許可を行うものとする。
 - （１） 申請に係る捕獲区域が、銃器によるカワウの捕獲が困難な場所であること。
 - （２） 餌釣りによるカワウの捕獲を許可することにより、当該区域において、銃器による有害鳥獣の捕獲又は狩猟に支障をきたすことがないこと。
- ５ 市長は、第１項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その地域の捕獲隊の隊長及び猟友会長の意見を聴くものとする。
- ６ 市長は、第１項の許可を行った場合は、申請者に許可証を交付し、その旨を当該地域の捕獲隊の隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。
- ７ 第１項の許可を受けた漁業者等は、次に掲げる事項に十分留意の上、カワウの捕獲を実施しなければならない。

- (1) 餌釣りによるカワウの捕獲に当たっては、常時監視者を置くとともに、仕掛けを放置しないこと。
- (2) カワウが仕掛けにかかった場合は、速やかに収容し、適切に処分すること。
- (3) カワウ以外の鳥が仕掛けにかかった場合は、原則として、速やかに放鳥すること。

8 第1項の許可を受けた漁業者等は、市長が別に定める期日までに有害鳥獣捕獲中間報告書によりカワウの捕獲状況を市長に報告するとともに、捕獲許可期間の終了後は、速やかに有害鳥獣捕獲実績報告書を市長に提出しなければならない。

(捕獲隊以外の者に対する有害鳥獣の捕獲許可)

第13条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、捕獲隊以外の者による有害鳥獣の捕獲を許可することができる。

- (1) 当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じており、又は当該鳥獣の捕獲を行わなければ、被害が確実に生ずると認められること。
- (2) 防護柵の設置その他の措置を講じても当該鳥獣による被害を防止することが困難であると認められること。

2 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	1 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼され、次のいずれにも該当する者（その者が捕獲隊の隊員である場合を含む。） ① 使用する捕獲用具に係る狩猟免許を有していること。 ② 狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入している	1 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲する場合であって、住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者を許可

	こと。 ③ 過去３年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがないこと。 ２ 被害等を受けた者から依頼された法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第１８条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等することができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下「法人」という。）であって、次のいずれかに該当するもの ① 銃器を使用する場合は、第１種銃猟免許（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟免許又は第２種銃猟免許）を所持する者が捕獲従事者である法人 ② 銃器を使用しない場合は、原則として、網猟免許又はわな猟免許を所持する者が捕獲従事者である法人	の対象者とすることができ。（この場合、狩猟事故共済又はこれに類する損害保険に加入していることを要しない。） ２ 法第９条第８項の環境大臣が定める法人は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 ３ 網又はわな（箱わな及び囲いわなに限る。）を使用する場合であって、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が捕獲従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合（使用する猟具の設置や撤収方法、関係法令等についての講習が行われていること及び当該法人が保険へ加入
--	---	--

		している場合をいう。) は、捕獲従事者の中に当該免許を所持していない者を狩猟免許所持者の補助者として含むことができる。
許可対象 鳥獣	市が捕獲許可権限を有する鳥獣	捕獲許可は、原則として、鳥獣の種類ごとに行う。
捕獲の方法	危険猟法及びかすみ網以外の猟法であって、狩猟に係る禁止猟法以外の猟法	
許可対象 区域	被害等の発生状況に応じ、具体的な被害防止の目的達成に必要な区域（市長が特に必要と認める場合は、鳥獣保護区又は休猟区を含む。）	
許可期間 等	原則として、被害が生じている時期で最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期のうち、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な時期であって、原則として、鳥類については30日以内（箱わなを使用する場合は60日以内）、獣類については60日以内	次に掲げる場合において市長が特に必要と認めるときは、狩猟期間中においても、当該鳥獣の捕獲を許可することができる。 ① 狩猟鳥獣以外の鳥獣を捕獲する場合 ② 鳥獣保護区又は休猟区において鳥獣の捕獲を行う場合
捕獲頭 (羽) 数	被害の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の捕獲頭(羽)数	

3 捕獲隊以外の者が、第1項の許可を受けようとするときは、有害鳥獣捕獲

等許可申請書（別記第 15 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （１） 法人の場合にあつては、従事者名簿（別記第 16 号様式）。
- （２） 捕獲区域を明示する図面
- （３） 被害等を受けた者から依頼された個人又は法人にあつては、有害鳥獣捕獲許可要請書（別記第 17 号様式）
- （４） わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した 5 千分の 1 若しくは 1 万分の 1 の地形図又はこれに相当する図面

4 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその被害の状況を確認し、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、捕獲許可を行うものとする。

- （１） 被害の程度（面積・金額）が、周辺の区域に比べ著しく多大であること。
- （２） 防御策を講じても被害を効果的に防止できないか、若しくは防御策を講じるのが困難であること。

5 市長は、第 1 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その地域の捕獲隊の隊長の意見を聴くものとする。

6 市長は、第 1 項の許可を行った場合は、申請者に許可証を、捕獲従事者に従事者証（別記第 6 号様式）を交付し、その旨を当該地域の捕獲隊の隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

7 第 9 条第 11 項、第 12 項及び第 14 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。

8 市長は、法人に対して第 1 項の許可を行ったときは、指揮監督の適正を期するため、従事者の台帳を整備させることとする。

（わなによるアライグマ等の捕獲許可）

第 14 条 わなによるアライグマ、ヌートリア又はハクビシン（以下「アライグマ等」という。）の捕獲については、第 9 条から第 13 条までの規定にかかわらず、この条に定めるところによる。

2 市長は、当該市内にアライグマ等が生息している可能性があることを認めると

きは、捕獲隊その他の関係者に対して、アライグマ等の捕獲を許可するものとする。

3 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準	備 考
許可の対象者	法人又はわな猟に係る狩猟免許を有する者(小型の箱わなを用いて捕獲する場合は、狩猟免許を有しない者(過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがある者を除く。)を含む。)	
許可対象鳥獣	アライグマ等	1 アライグマ等を一括して捕獲許可することができる。 2 タヌキ、アナグマその他の小型獣類(被害防止計画の対象鳥獣とされている場合に限り。)を許可対象鳥獣に加えることができる。
捕獲の方法	わなに限る(狩猟免許を有しない者については、小型の箱わなに限る。)	
許可対象区域	市長が必要と認める区域(鳥獣保護区及び休猟区を含む。)。ただし、狩猟免許を有しない者に対して小型の箱わなによる捕獲を許可する場合は、対象者の有する農地及び住宅又は事業所	

	の敷地内	
許可期間等	1 狩猟による捕獲と合わせ、年間を通じて必要な時期に捕獲ができるよう設定するものとし、狩猟期間外の捕獲許可期間は、狩猟期間開始日の前日までにおいて市長が必要と認める期間 2 狩猟期間内において鳥獣保護区又は休猟区の区域内で捕獲許可を行う場合は、狩猟期間の末日までにおいて市長が必要と認める期間 3 狩猟免許を有しない者に対して小型の箱わなによる捕獲を許可する場合は、年間を通じて必要な時期に捕獲許可を行うことができるものとし、捕獲許可期間は1年以内で市長が必要と認める期間	
捕獲頭数	制限を設けない。	

- 4 第2項の許可を受けようとするときは、アライグマ等捕獲等許可申請書(別記第18号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 法人の場合にあつては、従事者名簿(別記第16号様式)
 - (2) わなの架設区域を明示した図面
 - (3) わな猟に係る狩猟免許を有している場合は、狩猟免許の写し
- 5 市長は、前項の申請を受理したときは、第3項に掲げる許可基準に基づき、速やかに捕獲許可を行うものとする。
- 6 市長は、第2項の許可を行った場合は、申請者に許可証を、捕獲従事者に従事者証を交付し、その旨を当該地域の捕獲隊の隊長、猟友会長、農林水産事務所長、警察署長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。

7 第2項の許可を受けた者及び従事者証の交付を受けた者は、次に掲げる事項に十分留意の上、アライグマ等の捕獲を実施しなければならない。

- (1) わなの見回りは毎日行うこととし、わなの見回りができないときは、あらかじめ、わなが稼動しないようにしておくこと。
- (2) 捕獲個体は、現場に放置することなく、適正に処理すること。
- (3) 錯誤捕獲された鳥獣は、原則として放鳥獣すること。
- (4) わなの見回り及び捕獲個体の処理を行うときは、許可証等を常時携帯すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、わなによる捕獲については、「有害鳥獣捕獲に係るわなの取扱要領」に定めるところにより実施すること。

8 第2項の許可を受けた者は、市長が別に定める期日までに有害鳥獣捕獲中間報告書によりアライグマ等の捕獲状況を市長に報告するとともに、捕獲許可期間の終了後は、速やかに有害鳥獣捕獲実績報告書を市長に提出しなければならない。

(鳥類のひなの捕獲許可又は鳥類の卵の採取許可)

第15条 巢の除去に伴う鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取については、第9条から第14条までの規定にかかわらず、この条に定めるところによる。

2 市長は、鳥類による生活環境、農林水産業又は生態系の被害を防止する目的であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥類のひな捕獲又は鳥類の卵の採取を許可するものとする。

- (1) 現に被害を発生させている個体を捕獲又は採取することが困難であり、ひなの捕獲又は卵の採取を行わなければ被害の防止をする目的が達成できない場合
- (2) 建築物等の汚染を防止するため、巢を除去する必要がある、併せてひなの捕獲又は卵の採取を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

3 前項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

区 分	許可基準
許可の対象者	1 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼され

	た者 2 過去3年間に法違反で行政処分又は刑事処分を受けたことがない者	
許可対象鳥獣	ひなの捕獲	市が捕獲許可権限を有する鳥類
	卵の採取	キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラスの卵
捕獲又は採取の方法	市長が適当と認める方法	
許可対象区域	被害等の発生地域を対象に必要なかつ適切な範囲	
許可期間等	ひなの捕獲又は卵の採取を行うために必要な最小限の期間	
捕獲羽数又は採取個数	被害を防止する目的を達成するために必要な羽（個）数 但し、ドバト（外来鳥類）のひなの捕獲又は卵の採取については、羽（個）数の制限を設けない	

- 4 第2項の許可を受けようとするときは、有害鳥獣捕獲等申請書（別記第15号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 捕獲区域又は採取区域を明示する図面
 - (2) 被害を受けた者からの有害鳥獣捕獲許可等要請書（別記第17号様式）
- 5 市長は、前項の申請を受理したときは、必要に応じて被害の状況を確認し、第3項に掲げる許可基準に基づき、速やかに捕獲許可等を行うものとする。
- 6 市長は、第2項の許可を行った場合は、申請者に許可証を交付し、その旨を農林水産事務所長その他の関係者に通知するとともに、整理簿に必要な事項を記載するものとする。
- 7 第2項の許可を受けた者は、次に掲げる事項に十分留意の上、鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取を実施しなければならない。
- (1) 鳥類のひなの捕獲又は鳥類の卵の採取に当たっては、許可証を常時携帯すること。
 - (2) 捕獲したひな又は採取した卵は、その場に投棄又は放置することなく、適正に処分をすること。
- 8 第2項の許可を受けた者は、許可期間終了後は、速やかに有害鳥獣捕獲実績報告書を市長に提出しなければならない。

(農林水産事務所長への報告)

第16条 市長は、四半期毎に、有害鳥獣捕獲許可状況等報告書（別記第19号様式）により、その年度における捕獲許可及び有害鳥獣捕獲の状況を農林水産事務所長に報告しなければならない。

(住所等の変更)

第17条 許可証等の交付を受けた者は、捕獲許可等の期間中に住所又は氏名の変更があったときは、住所等変更届（別記第20号様式）に当該許可証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付、返納)

第18条 許可証等の交付を受けた者が許可証等を紛失したときは、許可証等紛失届（別記第21号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、許可証等の再交付を受けようとするときは、許可証等再交付申請書（別記第22号様式）を併せて提出しなければならない。

2 許可証等の交付を受けた者は、捕獲許可等の期間が終了したときは、速やかに許可証等を市長に返納しなければならない。紛失した許可証等を発見した場合も同様とする。

(報告徴収及び検査)

第19条 市長は、必要と認める場合は、法第75条第1項の規定に基づいて報告を求め、又は同条第3項の規定に基づき、職員に必要な検査をさせることができる。

2 法第75条第5項の規定による身分証明書は、別記第23号様式による。

(措置命令)

第20条 市長は、法第9条第1項の許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又はその許可に付した条件に違反した者に対し、法第10条第1項の規定に基づき、当該鳥獣の解放その他の必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、法第9条第1項の許可を受けた者が法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反した場合は、法第10条第2項の規定に基づき、その許可を取り消すことができる。

(警察等への通報)

第22条 市長は、前2条に該当する場合において、特に悪質であると認める事案については、遅滞なく、管轄の警察署及び農林水産事務所又は山口県環境生活部自然保護課の司法警察員に通報するものとする。

(捕獲等参加証明書)

第23条 捕獲隊の隊員は、特措法附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第2条第1号の特定捕獲等に参加したことを証明する書類の発行を受けようとするときは、対象鳥獣捕獲等参加証明申請書(別記第24号様式)を市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、許可書等と申請内容を確認し、適正と認められるときは、対象鳥獣捕獲等参加証明書(別記第25号様式)を交付するものとする。

(捕獲隊の隊員であることを証する証明書)

第24条 捕獲隊の隊員は、猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成23年環境省告示第59条)Ⅱ第四4に基づき、法第4条第1項の規定により山口県知事が定めた鳥獣保護管理事業計画等に基づく捕獲隊の隊員であることを証する書類の発行を受けようとするときは、捕獲隊の隊員であることを証する証明書の交付申請書(別記第26号様式)を市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、申請内容を確認し、適正と認められるときは、捕獲隊の隊員であることを証する証明書(別記第27号様式)を交付するものとする。

(その他)

第25条 前各条に定めるもののほか、有害鳥獣捕獲及び捕獲許可について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。ただし、第7条の規定中アライグマ及びヌートリアに関する部分並びに第13条の規定は、平成21

年１０月１日から施行する。

（従前の防府市有害鳥獣捕獲実施要領の廃止）

- ２ 従前の防府市有害鳥獣捕獲実施要領（平成１２年４月１日制定）は廃止する。

（経過措置）

- ３ この要領の施行日前に市長が捕獲許可を行った事案の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成２１年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は平成２３年６月１日から施行する。

附 則

この要領は平成２４年６月５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年１１月２０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年５月２９日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１０月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年７月１５日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 9 条関係）

被害防止計画対象鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

申請者（市 町 長）
（担当部署、担当者名）
（担当者連絡先）

下記のとおり有害鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等しようとする鳥獣の種類及び数量	鳥獣の種類	数 量
捕 獲 等 の 目 的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止・軽減	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
捕 獲 等 の 区 域		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲個体の措置		

添付書類

- 1 従事者の名簿
- 2 捕獲区域を明示する図面
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した 5 千分の 1 若しくは 1 万分の 1 の地形図又はこれに相当する図面

記入上の注意

- 1 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 2 特定猟具使用禁止区域において特定猟具により鳥獣を捕獲しようとする場合は、「捕獲等の方法」欄にその旨を明記すること。
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、「捕獲等の方法」欄にわなの種類及び設置予定数を記入すること。

第 2 号様式（第 9 条、第 1 0 係）

従 事 者 名 簿

住 所	職 業	氏 名 (生年月日)	印	捕獲 鳥獣	捕獲 数量	狩 猟 免 許				狩猟者登録		鉄砲所持許可等		備 考
						種 類	都道府県 知事名	免状 番号	交 付 年月日	登録 番号	登録 年月日	鉄砲所持 許可番号 (わなの種類)	許 可 年月日 (わなの設置数)	

注 1 「備考」欄に所属する捕獲隊等の名称を記入すること。
2 捕獲の責任者は、備考欄にその旨を記載すること。

第3号様式（第9条関係）

被害防止計画対象鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

申請者（捕獲隊名）

代表者（隊長の住所）

（隊長の氏名） □

（隊長の連絡先（電話番号））

外 名（別紙名簿のとおり）

下記のとおり有害鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	鳥獣の種類	数 量
捕獲等しようとする鳥獣の種類及び数量		
捕 獲 等 の 目 的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止・軽減	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
捕 獲 等 の 区 域		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲個体の措置		

添付書類

- 1 捕獲隊員の名簿
- 2 捕獲区域を明示する図面
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面

記入上の注意

- 1 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 2 特定猟具使用禁止区域において特定猟具により鳥獣を捕獲しようとする場合は、「捕獲等の方法」欄にその旨を明記すること。
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、「捕獲等の方法」欄にわなの種類及び設置予定数を記入すること。

第4号様式（第9条、第10条関係）

捕獲隊隊員名簿

住 所	職業	氏 名 (生年月日)	印	捕獲 鳥獣	捕獲 数量	狩 猟 免 許				狩猟者登録		銃器(わな)を使用 する場合		備 考
						種 類	都道府 県知事 名	免状 番号	交 付 年月日	登録 番号	登録 年月日	鉄砲所持 許可番号 (わなの種類)	許 可 年月日 (わなの設置数)	

記入上の注意 捕獲隊の隊長及び捕獲責任者は備考欄にその旨を記載すること。

第5号様式（第9条関係）
（表面）

	12.5cm 12.5cm 折 目 第 年 月 号 有 効 期 間 年 月 日 から 日 まで 鳥 獣 捕 獲 等 許 可 証 市 町 長 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 20%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td></tr> </table> 注 意 事 項 1 この許可証は、捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、市町長に返納し、かつ、捕獲等についての報告をしなければならない。 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。	住 所		氏 名		生年月日							
住 所													
氏 名													
生年月日													
折 目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">鳥獣等の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>目 的</td><td></td></tr> <tr><td>区 域</td><td></td></tr> <tr><td>方 法</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲等の後の処置</td><td></td></tr> <tr><td>条 件</td><td></td></tr> </table>	鳥獣等の種類及び数量		目 的		区 域		方 法		捕獲等の後の処置		条 件	
鳥獣等の種類及び数量													
目 的													
区 域													
方 法													
捕獲等の後の処置													
条 件													

捕獲年月日	捕獲場所	鳥獣の種類	雌雄別	数量	処置の概要	備 考

- 備 考
- 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25 cm×17.6 cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
 - 2 方法欄には、銃器、くくりわな、箱わな、囲いわな、とらばさみ別を記載すること。
 - 3 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣に行った具体的処置を記載すること。
 - 4 報告欄の捕獲場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
 - 5 報告欄の備考欄には、捕獲の方法（銃器、くくりわな、箱わな、囲いわな、とらばさみ別）を記載すること。

第 6 号様式（第 9 条、第 1 3 条関係）
（表面）

12.5cm		12.5cm	
折		目	
第 年 月 日 有 効 期 間 年 月 日 から 日 まで		注 意 事 項	
従 事 者 証		1 この従事者証は、鳥獣の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。	
市 町 長 印		2 この従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。	
8.8cm		3 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、市町長に返納し、かつ、鳥獣の捕獲等についての報告をしなければならない。	
折		許 可 の 内 容	
目		許可証の番号	
8.8cm		許可を受けた者の名称	
住 所		鳥獣の種類及び数量	
氏 名		捕獲等の目的	
生年月日		捕 獲 区 域	
		捕獲等の方法	
		捕獲許可の条件	

備 考

- 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25 cm×17.6 cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
- 2 方法欄には、銃器、くくりわな、箱わな、囲いわな、とらばさみ別を記載すること。

(裏面)

12.5cm

8.8cm

折

目

8.8cm

報 告 欄						
捕獲年月日	捕獲場所	鳥獣の種類	雌雄別	数量	処置の 概 要	備 考

12.5cm

目

- 備 考
- 1 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣に行った具体的処置を記載すること。
 - 2 報告欄の捕獲場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
 - 3 報告欄の備考欄には、捕獲の方法（銃器、くくりわな、箱わな、囲いわな、とらばさみ別）を記載すること。

第 7 号様式（第 9 条～第 1 5 条関係）

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 整 理 簿

申 請 書 受付番号	許可 番号	許可年月日	被許可者住所氏名 (従事者住所氏名)		許可猟法	許 可 鳥獣名	許可 員数	捕獲期間	捕獲区域	返納報告処理			備考
			住所	氏名						年月日	捕獲鳥獣名	捕獲員数	

記入上の注意

- 1 許可証（従事者証）ごとに記入すること。
- 2 捕獲隊の隊長及び捕獲責任者は備考欄にその旨を記載すること。

有害鳥獣捕獲中間報告書

報 告 年 月 日	
報 告 者	
捕 獲 許 可	
捕獲許可期間	

捕獲許可を受けた鳥獣の捕獲実績（ 年 月 日現在）

鳥獣の種類	捕 獲 区 域	捕獲の方法	捕 獲 頭 数 (羽)												
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月	合 計
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													

記入上の注意

- 1 「報告者」欄は、捕獲許可を受けた者の氏名（捕獲隊にあっては、捕獲隊の名称及び隊長の氏名）を記入すること。
- 2 「捕獲許可」欄は、捕獲許可の年月日及び番号を記入すること。

有害鳥獣捕獲実績報告書

報告年月日	
報告者	
捕獲許可	
捕獲許可期間	

捕獲許可を受けた鳥獣の捕獲実績

鳥獣の種類	捕獲区域	捕獲の方法	捕 獲 頭 (羽) 数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													

記入上の注意

- 「報告者」欄は、捕獲許可を受けた者の氏名（捕獲隊にあっては、捕獲隊の名称及び隊長の氏名）を記入すること。
- 「捕獲許可」欄は、捕獲許可の年月日及び番号を記入すること。

第10号様式（第10条関係）

その他有害鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

申請者（市町長）☐
（担当部署、担当者名）
（担当者連絡先）

下記のとおり有害鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	鳥獣の種類	数 量
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量		
捕獲等の目的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止・軽減	
被害の状況		
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
捕獲等の区域		
捕獲等の方法		
捕獲個体の措置		

添付書類

- 1 従事者の名簿
- 2 捕獲区域を明示する図面
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面

記入上の注意

- 1 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 2 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 3 特定猟具使用禁止区域において特定猟具により鳥獣を捕獲しようとする場合は、「捕獲等の方法」欄にその旨を明記すること。
- 4 わなによる捕獲を行う場合は、「捕獲等の方法」欄にわなの種類及び設置予定数を記入すること。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

そ の 他 有 害 鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

年 月 日

市 町 長 様

申請者（捕獲隊名）

代表者（隊長の住所）

（隊長の氏名） □

（隊長の連絡先（電話番号））

外 名（別紙名簿のとおり）

下記のとおり有害鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	鳥獣の種類	数 量
捕獲等しようとする鳥獣の種類及び数量		
捕 獲 等 の 目 的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止・軽減	
被 害 の 状 況		
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
捕 獲 等 の 区 域		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲個体の措置		

添付書類

- 1 捕獲隊員の名簿
- 2 捕獲区域を明示する図面
- 3 自治会長等からの有害鳥獣捕獲依頼書
- 4 わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した 5 千分の 1 若しくは 1 万分の 1 の地形図又はこれに相当する図面

記入上の注意

- 1 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 2 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 3 特定猟具使用禁止区域において特定猟具により鳥獣を捕獲しようとする場合は、「捕獲等の方法」欄にその旨を明記すること。
- 4 わなによる捕獲を行う場合は、「捕獲等の方法」欄にわなの種類及び設置予定数を記入すること。

第12号様式（第10条関係）

有害鳥獣捕獲依頼書

年 月 日

捕獲隊隊長様

依頼者（団体名）
（役職）（代表者の住所）
（代表者の氏名）
（代表者の連絡先（電話番号））

有害鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的のため、次のとおり有害鳥獣の捕獲を依頼します。

捕獲依頼に係る 鳥獣の種類	
被害の状況	
防護措置の状況	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
捕獲等の区域	

記入上の注意

- 1 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 2 「防護措置の状況」欄には、防護柵の設置等、鳥獣による被害を防止するために講じている措置を具体的に記入すること。防護措置を講ずることができない場合は、その理由を記載すること。

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

自衛わな等による有害鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
申請者 住 所
職 業
氏 名
生年月日
電話番号

下記のとおり自衛わな等により有害鳥獣の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	鳥獣の種類	数 量	
捕 獲 等 の 目 的			
被 害 の 状 況			
防 護 措 置 の 状 況			
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
捕 獲 等 の 区 域			
わ な の 種 類 及 び 設 置 予 定 数			
捕 獲 個 体 の 措 置			
狩 猟 免 許			
経 営 耕 地 面 積	アール	昨年の農業出荷高	万円
当該鳥獣の直近の捕獲実績			
過去 3 年間ににおける鳥獣保護管理法違反による行政処分又は刑事処分の有無			

添付書類

- 1 わなの架設区域を明示するとともに、わなの架設位置を×印で明記した 5 千分の 1 若しくは 1 万分の 1 の地形図又はこれに相当する図面(わな以外による捕獲を行う場合は、捕獲区域を明示する図面)
- 2 狩猟免許を持たない者にあつては、農林業により一定の収入を得ていることを確認できる資料

記入上の注意

- 1 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 2 「防護措置の状況」欄には、防護柵の設置等、鳥獣による被害を防止するために講じている措置を具体的に記入すること。防護措置を講ずることができない場合は、その理由を記載すること。
- 3 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 4 捕獲等の区域が販売目的として耕作等又は保全管理をしている事業地内である場合は、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 5 捕獲された鳥獣の止めさし等を捕獲隊の隊員に依頼している場合は、その旨を「捕獲個体の措置」欄に具体的に記入すること。
- 6 「狩猟免許」欄には、狩猟免許の種類、交付者名、免許番号及び交付年月日を記入すること。狩猟免許を持たない場合は、その旨を記載すること。
- 7 農業者以外の者にあっては、「経営耕地面積」欄及び「農業出荷額」の記入は不要であること。
- 8 「当該鳥獣の直近の捕獲実績」欄には、わな等による当該鳥獣の直近の捕獲実績について、捕獲年月及び場所、わなの種類並びに鳥獣の種類及び捕獲頭数を記入すること。

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

餌釣りによるカワウ捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
申請者 住 所
職 業
氏 名 ☐
生年月日
電話番号

下記のとおりカワウの捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	鳥獣の種類	数 量	
	カワウ		
捕 獲 等 の 目 的	水産業に係る被害の防止又は軽減		
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
捕 獲 等 の 区 域			
捕 獲 等 の 方 法	餌釣り		
捕獲個体の措置			
所属漁業協同組合		☐ 正組合員 ☐ 漁協職員	
過去３年間ににおける鳥獣保護管理法違反による行政処分又は刑事処分の有無			

添付書類

- 1 カワウの捕獲区域を明示する図面

記入上の注意

- 1 「捕獲等の区域」欄には、河川又は湖沼の名称を記入すること
2 正組合員、漁協職員の別については、該当するものの□にレ印を記入すること。

第15号様式（第13条、第15条関係）

有害鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
申請者 住 所
職 業
氏 名 □
生年月日
電話番号

下記のとおり鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	鳥獣又は鳥類の卵の種類	数 量
捕獲等又は採取等の目的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止・軽減	
被害の状況		
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）	
捕獲等又は採取等の区域		
捕獲等又は採取等の方法		
捕獲又は採取個体の措置		

添付書類

- 1 捕獲区域又は採取区域を明示する図面
- 2 被害を受けた者から依頼された個人又は法人にあっては、有害鳥獣捕獲許可要請書
- 3 わなによる捕獲を行う場合は、わなの架設位置を×印で明記した5千分の1若しくは1万分の1の地形図又はこれに相当する図面

記入上の注意

- 1 申請者の欄には、法人申請の場合は、その法人の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 3 鳥獣保護区、休猟区又は猟区において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲等の区域」欄にその旨を明記すること。
- 4 わなによる捕獲を行う場合は、「捕獲等の方法」欄にわなの種類及び設置予定数を記入すること。

第16号様式（第13条関係）

従事者名簿

住 所	職 業	氏 名 (生年月日)	印	捕獲 鳥獣	捕獲 数量	狩 猟 免 許				狩猟者登録		鉄砲所持許可等		備 考
						種 類	都道府県 知事名	免状 番号	交 付 年月日	登録 番号	登録 年月日	鉄砲所持 許可番号 (わなの種類)	許 可 年月日 (わなの設置数)	

- 注 1 捕獲隊の隊員にあつては、「備考」欄に所属する捕獲隊等の名称を記入すること。
- 2 捕獲の責任者は、備考欄にその旨を記載すること。
- 3 狩猟免許を所持していない者を含める場合は、安全講習の実施状況を明らかにする書類及び保険へ加入していることを証する書類等を添付すること。

第17号様式（第13条、第15条関係）

有害鳥獣捕獲許可要請書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号

要請者 住 所

氏 名

□

電話番号

下記のとおり、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を依頼しますので、許可していただくようお願いします。

依 頼 先	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
捕獲又は採取依頼 に係る鳥獣の種類 及 び 数 量	鳥 獣 の 種 類		数 量
被害の発生箇所			
捕獲又は採取の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
被害の状況			
防護措置の状況			
依頼の理由			

記入上の注意

- 1 「被害の状況」欄には、被害の内容や数量、面積、被害額等を具体的に記入すること。
- 2 「防護措置の状況」欄には、防護柵の設置等、鳥獣による被害を防止するために講じている措置を具体的に記入すること。防護措置を講ずることができない場合は、その理由を記載すること。

第18号様式（第14条関係）

アライグマ等捕獲等許可申請書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
申請者 住 所
職 業
氏 名
生年月日
電話番号

下記のとおりわなによりアライグマ等の捕獲等をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	鳥 獣 の 種 類	数 量
	アライグマ、ヌートリア、ハクビシン	上限を設けない
捕 獲 等 の 目 的	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止又は軽減	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
わなの架設区域		
わなの種類及び設置予定数		
捕獲個体の措置		
狩 猟 免 許		
過去3年間における鳥獣保護管理法違反による行政処分又は刑事処分の有無		

添付書類

- 1 わなの架設区域を明示する図面

記入上の注意

- 1 申請者の欄には、法人申請の場合は、その法人の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 箱わなを用いて捕獲する場合は、「わなの種類及び設置予定数」欄に箱わなの縦、横、高さの合計（単位：センチメートル）を記入すること。
- 3 狩猟免許を有している場合は、「狩猟免許」欄に、狩猟免許の種類、交付者名、免許番号及び交付年月日を記入すること。

年度 有害鳥獣捕獲許可状況等報告書

市 町 名	
-------	--

1 有害鳥獣捕獲許可の状況（ 年 月 日現在）

許可の区分及び許可区域		有 害 鳥 獣 捕 獲 許 可 件 数												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
捕獲隊に対する被害防止計画対象鳥獣の捕獲許可	鳥獣保護区等													
	その他の区域													
捕獲隊に対する被害防止計画対象鳥獣以外の鳥獣の捕獲許可	鳥獣保護区等													
	その他の区域													
農業者等に対する自衛わなによる有害鳥獣の捕獲許可	鳥獣保護区等													
	その他の区域													
漁業者に対する餌釣りによる捕獲許可														
捕獲隊以外の者に対する有害鳥獣の捕獲許可	鳥獣保護区等													
	その他の区域													
わなによるアライグマ等の捕獲許可														
鳥類のひなの捕獲許可														
鳥類の卵の採取許可														

上段＜ ＞：審査件数

下段：許可証発行枚数

2 捕獲隊による被害防止計画対象鳥獣の捕獲状況（ 年 月 日現在）

[illegible]

3 捕獲隊による被害防止計画対象鳥獣以外の鳥獣の捕獲状況（ 年 月 日現在）

[illegible]

4 農業者等の自衛わなによる有害鳥獣の捕獲状況（ 年 月 日現在）

鳥獣の種類	捕獲区域	捕獲の方法	捕獲頭数（羽）												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													

注 捕獲区域の区分は、捕獲隊の担当区域の区分とする。

5 漁業者の餌釣りによるカワウの捕獲状況（ 年 月 日現在）

[illegible]

6 捕獲隊以外の者による有害鳥獣の捕獲状況（ 年 月 日現在）

鳥獣の種類	捕獲区域	捕獲の方法	捕 獲 頭 (羽) 数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													

注 捕獲区域の区分は、捕獲隊の担当区域の区分とする。

7 わなによるアライグマ等の捕獲状況（ 年 月 日現在）

鳥獣の種類	捕獲区域	捕獲の方法	捕 獲 頭 (羽) 数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													
		銃器													
		箱わな													
		囲いわな													
		くくりわな													
		その他													

注 捕獲区域の区分は、捕獲隊の担当区域の区分とする。

[illegible][illegible]

住 所 等 変 更 届

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
電話番号

住所
下記のとおり許可証等記載の に変更がありましたので、鳥獣の保護及び管理並びに
氏名
第 7 条第 1 1 項
狩猟の適正化に関する法律施行規則 の規定により届け出ます。
第 7 条第 1 2 項
記

許可証等の種類			☐ 捕獲等許可証	☐ 従事者証
変更の内容	住 所	変 更 前		
		変 更 後		
	氏 名	変 更 前		
		変 更 後		
変 更 年 月 日			年 月 日	
変 更 の 理 由				

添付書類
1 住所又は氏名に変更のあった許可証等

記入上の注意
1 「許可証等の種類」欄は、該当するものの□にレ印を記入すること。

第 2 1 号様式（第 1 8 条関係）

許 可 証 等 紛 失 届

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 □
電話番号

下記のとおり許可証等を紛失しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 3 項の規定により届け出ます。

記

許 可 証 等 の 種 類	☐ 捕獲等許可証 ☐ 従事者証
交付を受けた時期	年 月
紛失した年月日	年 月 日
紛失した事由	

記入上の注意

- 1 「許可証等の種類」欄は、該当するものの□にレ印を記入すること。

第 2 2 号様式（第 1 8 条関係）

許 可 証 等 再 交 付 申 請 書

年 月 日

市 町 長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 □
電話番号

下記のとおり許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 9 項の規定により申請します。

記

再交付を申請する 許可証等の種類	☐ 捕獲等許可証 ☐ 従事者証	
許可証等の番号	番 号	番 号
及び交付年月日	交付年月日	年 月 日
再交付の申請理由	☐ 許可証等を紛失した ☐ 許可証等が破損した	
紛失・破損の年月日	年 月 日	
紛失・破損した事情		

添付書類

再交付の申請理由が許可証等の破損である場合は、当該破損した許可証等

記入上の注意

- 1 「再交付を申請する許可証等の種類」欄及び「再交付の申請理由」欄は、該当するものの□にレ印を記入すること。
- 2 許可証等を紛失し、許可証等の番号及び交付年月日が不明の場合は、「許可証等の番号及び交付年月日」欄は記入不要であること。

第 2 3 号様式（第 1 9 条関係）

立 入 検 査 証
(表)

第	号	交付年月日	年	月	日
		使用期限	年	月	日
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 5 条第 5 項 の規定による証票					
職名		氏 名			
市町長			印		

(裏)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜粋（立入検査）

第 7 5 条

3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。

5 第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 8 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

10 第 7 5 条第 3 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

第 2 4 号様式（第 2 3 条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

申請者 住所
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付申請書

鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により、下記の対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

必要とする参加証明書 ライフル銃・ライフル銃以外の猟銃

特定捕獲等に参加した年月日	特定捕獲等に参加した場所	特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類	特定捕獲等に参加した際に使用した 猟銃の種類
年 月 日			☐ ライフル銃 ☐ ライフル以外の猟銃
年 月 日			☐ ライフル銃 ☐ ライフル以外の猟銃

上記の者は、対象鳥獣の特定捕獲等に参加したことを証明する。

年 月 日

山口県猟友会 支部又は 捕獲隊
支部長又は隊長

第 2 5 号様式（第 2 3 条関係）

第 号

交付 年 月 日

対 象 鳥 獣 捕 獲 等 参 加 証 明 書

住 所

氏 名 (男・女)

年 月 日生

上記の者は、別紙のとおり鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第二条第 1 号の特定捕獲等に参加したことを証明する。

防府市長

別紙

特定捕獲等に参加した年月日	特定捕獲等に参加した場所	特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類	特定捕獲等に参加した際に使用した 猟銃の種類
年 月 日			☐ ライフル銃 ☐ ライフル以外の猟銃
年 月 日			☐ ライフル銃 ☐ ライフル以外の猟銃

注意事項

この証明書は、過去 1 年における特定捕獲等への参加について証明するものである。

第 2 6 号様式（第 2 4 条関係）

年 月 日

防 府 市 長 様

申請者 住所
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

捕獲隊の隊員であることを証する証明書の交付申請書

猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であつて、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 2 3 年環境省告示第 5 9 条）Ⅱ 第四 4 に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の規定により山口県知事が定めた鳥獣保護管理事業計画等に基づく令和 年度の捕獲隊の隊員であることを証する証明書の交付を受けたいので、申請します。

第 2 7 号様式（第 2 4 条関係）

第 号

交付 年 月 日

捕獲隊の隊員であることを証する証明書

住 所

氏 名 (男・女)

年 月 日生

上記の者は、猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 23 年環境省告示第 5 9 条）Ⅱ 第四 4 に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の規定により山口県知事が定めた鳥獣保護管理事業計画等に基づく平成

年度の捕獲隊の隊員であることを証明する。

防府市長